

# 山梨県公報

第七百九十五号

平成十九年

九月二十七日

木曜日

## 目次

### 告示

山梨県民所得統計に関する特別調査の実施の一部改正……………六七三

家畜伝染病の発生……………六七三

腐蛆病まん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定……………六七三

県営土地改良事業の完了(五件)……………六七四

道路の区域変更……………六七四

道路の供用開始……………六七四

廃川敷地等……………六七五

### 公告

平成十八年度における人事行政の運営の状況について……………六七五

平成十八年度における人事委員会の業務の状況について……………六八五

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………六九一

落札者等の決定について……………六九一

### 公安委員会

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部改正……………六九一

その他……………六九一

落札者等の決定について……………六九二

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程……………六九二

## 告示

### 山梨県告示第三百三十六号

山梨県民所得統計に関する特別調査の実施(平成五年山梨県告示第四百六十四号)の一部を次のように改正する。  
平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

三の2(一)中「公庫」の下に「、独立行政法人、国立大学法人」を加え、3の2(二)中「日本標準産業分類の鉱業、金融・保険業、電気・ガス業、運輸業及びサービス業」を「日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第三百二十九号)に定める大分類D 鉱業、中分類三十三 電気業、中分類三十四 ガス業、中分類三十八 放送業、大分類I 運輸業及び大分類K 金融・保険業」に改める。

### 山梨県告示第三百三十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生日
腐蛆病	みつばち	患畜	一	斐崎市富士見	平成十九年九月十三日

### 山梨県告示第三百三十八号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。  
平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

#### 一 指定区域

斐崎市藤井町(北下条及び南下条の区域に限る。)、斐崎町(一ツ谷、水神二丁目、水神二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、富士見ヶ丘二丁目、富士見ヶ丘二丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、中央町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、中島一丁目、中島二丁目、栄一丁目、栄二丁目、岩下及び上ノ山の区域に限る。)、穂坂町宮久保(権現沢及び鳥之小池の区域に限る。)、穂坂町三ツ澤(620番地から783番地及び4082番地から4096番地の区域に限る。)、神山町(武田、北宮地及び鍋山の区域に限る。)、旭町(上条北割の区域に限る。)、大草町(若尾及び上条東割の区域に限る。)、及び竜岡町(若尾新田及び下

条東割の区域に限る。)並びに甲斐市宇津谷(三島、鰻新居、戌新田、北原、大境道東、古森、駒沢裏、駒沢、神田、芝起、梅ノ木、南原、天神反、天神、雑子石、家ノ上、唐松、八倉、中谷戸、滝沢、清水端、金剛地及び出口の区域に限る。)の区域

二 指定家畜の種類  
指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要  
指定期間 平成十九年九月十三日から当分の間

四 その他必要な事項  
指定家畜及び腐蛆病そくの病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

**山梨県告示第三百三十九号**

県営土地改良事業(須玉地区県営圃場整備事業)の工事は、平成十三年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第三百四十号**

県営土地改良事業(東井出地区県営ため池等整備事業)の工事は、平成十九年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第三百四十一号**

県営土地改良事業(鳥原平地区県営畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十九年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第三百四十二号**

県営土地改良事業(八ヶ岳西部2期地区県営中山間地域総合整備事業)の工事は、平成十九年五月二十八日をもって完了した。

平成十九年九月二十七日

**山梨県告示第三百四十三号**

県営土地改良事業(八ヶ岳南麓湧水地区県営田園空間整備事業)の工事は、平成十九年三月三十一日をもって完了した。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第三百四十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十九年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
富士吉田市松山四丁目七七九番の二地先から	一一・六〇	一一・六〇	二四・三	一一八・〇
富士吉田市松山五丁目七九一番の二地先まで	一一・六〇	一一・六〇	三〇・七	一一八・〇

**山梨県告示第三百四十五号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十九年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三七号	富士吉田市松山四丁目七七九番の二地先から 富士吉田市松山五丁目七九一番の二地先まで	一一八・〇	平成十九年 九月二十七日

**山梨県告示第三百四十六号**

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 河川の名称 富士川水系 黒沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十九年九月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置 韮崎市藤井町北下條字殿田千八百二番一地先から韮崎市藤井町北下條字榎田百三十九番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 六百二十二・一平方メートル

**公 告**

◎ 平成十八年度における人事行政の運営の状況について  
 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）第二条の規定により任命権者から平成十八年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

# 山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

## 1 任用

(1)任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		
		平成18年	平成17年	前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用	3,449	3,496	-47
	再任用職員(常勤)	2	4	-2
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	1	1	
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,452	3,501	-49
特 別 行 政 部 門	正式任用	10,686	10,799	-113
	再任用職員(常勤)	15	23	-8
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	10,701	10,822	-121
公 営 企 業 会 計 部 門	正式任用	1,013	1,016	-3
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	1,013	1,016	-3
合 計		15,166	15,339	-173

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2)職員の採用及び退職等の状況

(平成18年度)

職 種	区 分	採用	退 職				合 計
			定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職		86	130	19	23	18	190
医療職		100	12	14	70	8	104
技能労務職		1	18	2	2	1	23
教育職		216	91	63	37	43	234
公安職		62	49	15	11	3	78
合 計	(構成比 %)	465	300 (48)	113 (18)	143 (23)	73 (12)	629 (100)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3)職員の昇任及び降任の状況

(平成18年4月1日現在、公安職については平成18年度の状況)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		30	126	321	
医療職			8	42	
技能労務職				8	
教育職			49	53	
公安職		3	16	80	

合 計	33	199	504
-----	----	-----	-----

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上  
 ※2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、参事官・所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議会	24	24	0	
	総務企画	665	651	14	出先機関の業務集中化
	税務	122	115	7	市町村税徴収業務の強化
	民生・衛生	861	870	-9	出先機関の整理統合
	商工・労働	288	295	-7	出先機関の整理統合
	農林水産	839	878	-39	指定管理者制度の導入等
	土木	653	668	-15	電子入札システムの稼働等
	小 計	3,452	3,501	-49	
特 別 行 政 部 門	教育	8,796	8,943	-147	児童・生徒数の減少
	警察	1,905	1,879	26	警察活動強化のための警察官の増員等
	小 計	10,701	10,822	-121	
公 営 企 業 会 計 部 門	病院	901	903	-2	病院建設業務の終了
	企業局	112	113	-1	企業局業務の体制見直し
	小 計	1,013	1,016	-3	
	合 計	15,166	15,339	-173	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要 ※ 平成17年4月1日現在の総定員が対象

- ① 総定員適正化目標  
平成22年4月1日までの5年間で、職員数の4.6%の純減を目標とする。
- ② 総定員適正化手法の概要  
抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、積極的な民間委託等の推進、IT化の推進などを通じて極力職員数を抑制するとともに、退職者の補充についても十分検討し計画的な職員数の抑制を図る。
- ③ 総定員適正化計画(削減数)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合 計
計 画 数	56	149	164	166	177	712

2. 給与

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
平成18年度	H19.3.31 875,621人	千円 425,226,555	千円 2,887,183	千円 133,566,573	% 31.4

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成19年度	14,137人	千円 62,854,207	千円 10,450,238	千円 25,857,192	千円 99,161,637	千円 7,014

- ※1 職員手当には退職手当を含まない。
- ※2 給与費は当初予算に計上された額
- ※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	平成18年4月1日		
山梨県	99.6	(参考) 全国県平均	99.2

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。

国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 360,223	円 421,739	歳 43.1	円 387,465	円 431,401	歳 42.4	円 366,822	円 476,133	歳 42.5

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	山梨県		国		
	決定初任給	採用2年経過日給料月額	決定初任給	採用2年経過日給料月額	
一般行政職	大学卒	176,800円	185,300円	国公Ⅱ種 円 170,200円	178,600円
	高校卒	142,800円	149,500円	国公Ⅲ種 円 138,400円	144,100円
教育職 (小中学校)	大学卒	197,400円	206,200円	-	-
	高校卒	153,100円	162,300円	-	-
教育職 (高等学校)	大学卒	197,400円	206,200円	-	-
	高校卒	153,100円	162,300円	-	-
公安職	大学卒	202,300円	211,400円	200,800円	215,800円
	高校卒	169,900円	178,900円	156,200円	164,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,622円	344,835円	386,660円
	高校卒	214,650円	267,364円	338,300円
教育職	大学卒	317,385円	375,125円	403,174円
	高校卒	-	299,555円	313,188円
公安職	大学卒	294,706円	357,060円	407,457円
	高校卒	258,465円	310,206円	357,930円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
11級	(部長)			15	0.4%	21	0.5%
10級	(次長)			57	1.5%	56	1.4%
9級	部長 (参事)	20	0.5%	91	2.4%	96	2.5%
8級	次長 (課長・主幹)	56	1.5%	838	22.4%	878	22.7%
7級	課長・参事 (課長補佐)	98	2.6%	366	9.8%	338	8.7%
6級	課長・主幹 (主査・副主査)	838	22.7%	1,053	28.2%	972	25.1%
5級	課長補佐 (副主査・主任)	354	9.6%	416	11.1%	437	11.3%
4級	主査・副主査 (主任)	1,067	28.9%	288	7.7%	349	9.0%
3級	主任 (主事・技師)	683	18.5%	388	10.4%	499	12.9%
2級	主事・技師	364	9.9%	162	4.3%	171	4.4%
1級	主事・技師	214	5.8%	61	1.6%	54	1.4%
一般行政職職員数		3,694	100.0%	3,735	100.0%	3,871	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 標準的な職務内容欄の( )内の職名は、平成17年度以前に適用されていた給料表による職務内容

(8) 職員手当の状況

(平成18年度)

区分	山梨県		国	
	(平成18年度支給割合)		(平成18年度支給割合)	
期末手当	6月期	1.4月分	6月期	1.4月分
勤勉手当	0.725月分	0.725月分	0.725月分	0.725月分

勤 勉 手 当	(0.75)月分 (0.35)月分	(0.75)月分 (0.35)月分	(0.75)月分 (0.35)月分	(0.75)月分 (0.35)月分	
	12月期 (0.16)月分 (0.25)月分	12月期 (0.16)月分 (0.25)月分	12月期 (0.16)月分 (0.25)月分	12月期 (0.16)月分 (0.25)月分	
	計 (0.85)月分 (0.40)月分	計 (0.85)月分 (0.40)月分	計 (0.85)月分 (0.40)月分	計 (0.85)月分 (0.40)月分	
	(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
退 職 手 当	(支給率) 20年 21.0月分	自己都合 27.3月分	(支給率) 20年 23.5月分	自己都合 30.55月分	勸奨・定年 30.55月分
	勤続25年 33.75月分	勤続35年 47.5月分	勤続25年 33.5月分	勤続35年 47.5月分	勤続35年 47.5月分
	最高限度額加算措置 59.28月分	最高限度額加算措置 59.28月分	最高限度額加算措置 59.28月分	最高限度額加算措置 59.28月分	最高限度額加算措置 59.28月分
	退職時特別昇給 無	退職時特別昇給 無	退職時特別昇給 無	退職時特別昇給 無	退職時特別昇給 無
	1人当たり平均支給額 1,251千円	1人当たり平均支給額 27,210千円	1人当たり平均支給額 1,251千円	1人当たり平均支給額 27,210千円	1人当たり平均支給額 27,210千円

※1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (18年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	34.6%
	支給職員1人当たり平均支給年額	65,587円
	手当の種類(手当数)	37
手当の名称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ガム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 消防実技訓練指導手当 道路上作業手当 病院業務従事手当 温室内作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 刑事手当 犯罪鑑識手当 看守、護送手当 術科指導手当 警ら手当 少年補導手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整備業務従事手当 企業従事手当		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	1,993,964千円
	職員1人当たり支給年額	311千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

扶 養 手 当	内 容	国の制度との異同
	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 2人目まで月額 6,000円 3人目以降月額 5,000円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置 ※配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住 居 手 当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満(家賃額-23,000円) $\times 1/2 + 11,000円$ ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※100円未満は切り捨て	1 国と同じ
	2 自宅 月額 4,000円 ※所有に準ずる住宅 職員の扶養親族の所有する住宅等	2 月額 2,500円 ※新築・購入から5年間を限度に支給
	3 単身赴任における配偶者等の居住する	3 自宅に関しては支給制度無し

	住居手当 1又は2の1/2の額	
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合職員が負担している運賃等</li> <li>・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2</li> </ul> <p>※1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四輪自動車 通勤距離に応じて2km以上20km以下は、3,000円～11,800円(20kmを超える場合は1km毎に580円を加算)</li> <li>・四輪自動車以外 通勤距離に応じて2km以上60km未満は2,000円～23,600円(60km以上は24,500円が限度額)</li> </ul> <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給(限度額20,000円)</p> <p>※特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～23,600円(60km以上は24,500円が限度)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 国と同じ</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況(平成18年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
		平均年齢	平均月額	高等学校教育職	小・中学校教育職
A 391,132円 41.4歳	B 403,983円 42.4歳	C 360,223円 43.1歳		106.8	111.9

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	1,260,000円
知事	970,000円
副知事	850,000円
出納長	820,000円
公営企業管理者	920,000円
報酬	830,000円
議長	780,000円
副議長	
議員	

期末手当	知事 副知事 出納長 公営企業管理者	事 務 長	(平成18年度支給割合) 6月期 12月期 計	2. 125月分 2. 325月分 4. 450月分
	議副 議	長 長 員	(平成18年度支給割合) 6月期 12月期 計	1. 6月分 1. 75月分 3. 35月分
退職手当	知事 副知事 出納長 公営企業管理者	事 務 長	(算定方式) 給料月額(円) × 在職月数 × 65 / 100 (同一職通算) × 45 / 100 (同一職通算) × 30 / 100 (同一職通算) × 35 / 100 (同一職通算)	(在職期間)

※ 平成18年1月1日から平成19年12月31日までの間においては、次のとおり知事等の給与カットを行っている。

知事：10% 副知事、出納長、公営企業管理者、常勤監査委員：7%

### 3 勤務時間

- (1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※ 平成18年1月1日～平成18年12月31日の平均使用日数  
 知事部局：8. 9日 教育委員会（県立学校教員含む）：9. 6日  
 警察部局：5. 2日 企業局：13. 1日

- (2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成18年度)

	育児休業 取得者数	うち両 休業 取得者 数	部分休業 取得者数	平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数	うち部分休 業取得者数
男性職員	2 1			246	2		
女性職員	205 202	1	1 3	205	205		
合計	207 203	1	1 3	451	207		

※1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者」欄の上段は、平成18年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は、育児休業（部分休業）の期間が平成17年度から18年度にかけて引き続いている者の数

※2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者数」欄の上段の平成18年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業）をした職員」と「平成17年度中に育児休業が取得可能となったが、平成18年度に新規に育児休業（部分休業）をした職員」の両方が含まれるので、「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」及び「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

- (3) 介護休暇の取得状況 (平成18年度)

	介護休暇 取得者数	休業の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男子職員	1	1	1		
女子職員	14	14	14		
合計	15	15	15		

### 4 分限及び懲戒

- (1) 分限処分者数 (平成18年4月1日～平成19年3月31日) (単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		69		69	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成18年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			68		68	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			1		1	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合計			69		69	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上  
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (18年4月1日～19年3月31日) (単位：人)

戒告	減給	停職	免職	合計
4	7	4	4	19

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	3	1	4	3	11
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1	6			7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)				1	1
合計	4	7	4	4	19

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上  
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成18年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成18年度)

任命権者	件数
知事	14
教育長	3
警察本部長	0

公営企業管理者	1
合計	18

## 6 研修

### (1) 研修実績

(平成18年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	104	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	—
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	189
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	115
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	688
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	106
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	408
派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	32		

## 7 勤務成績の評定の概要

- 知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

## 8 福祉及び利益の保護

### (1) 職員の厚生福利に関する計画（平成18年度）

#### ① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開催
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局及び警察部局）	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保